

栗東市立図書館資料収集方針

平成 22 年 3 月 31 日制定

平成 29 年 4 月 1 日改定

令和 6 年 1 月 1 日改定

令和 6 年 4 月 1 日改定

1、目的

この方針は、栗東市立図書館における資料の収集に関して必要な事項を定めるものとする。

2、基本方針

- (1) 公立図書館は、市民の知る権利を保障する機関である。市民の要求と関心及び社会的動向等が十分に反映されるよう配慮して、次の目的に資する資料を、幅広く収集するものとする。
 - (ア) 市民が資料の利用を通して学び、楽しみ、豊かな生活を創造するのに役立つ。
 - (イ) 市民が仕事のためや社会生活を送る上で、必要な知識や情報を得るのに役立つ。
 - (ウ) 子どもたちが読書の喜びを発見し、情緒豊かに成長していくのに役立つ。
 - (エ) 高齢者が地域社会のなかで生きがいを持ち、社会参加するのに役立つ。
 - (オ) 地域社会の一員として、地域の文化や行政に関する理解を深めることに役立つ。
- (2) 収集および選定にあたっては、「図書館の自由に関する宣言」の次の立場を基本姿勢とする。
 - (ア) 対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。
 - (イ) 著者の思想的、宗教的、党派的立場にとらわれて、その著者を排除することはしない。
 - (ウ) 図書館員の個人的な関心や好みによって選択をしない。
 - (エ) 個人、組織、団体からの圧力や干渉によって収集の自由を放棄したり、紛糾をおそれて自己規制したりしない。
 - (オ) 寄贈資料の受入にあたっても同様である。

3、収集資料の種類

- (1) 収集する資料の種類については、活字資料を中心に、図書のほか、逐次刊行物（新聞・雑誌等）、紙芝居、視聴覚資料、パンフレット、地図等、多様な資料を収集する。
- (2) 一般資料の利用が困難である市民へは、適切な媒体の資料を収集する。

4、収集の方法

資料の収集は購入を原則とするが、寄贈等の手段も活用して有用な資料の収集を行う。

非売刊行書については、収集の必要がある場合、適宜寄贈依頼を行う。また、栗東市内の情報に関しては、原資料のままの利用が物理的に困難な資料のファイリング、資料のデータベース化等、自ら資料を作成することも検討する。

5、機能分担

2つの図書館が、資料を効率的に運用し、それぞれの求められる機能に応じて的確に資料提供ができるように、全体の資料構成に留意して収集を行う。

本館は、生活、文化、経済活動、調査研究等の市民の幅広いニーズに応えるため、全分野に渡り、

基本的・入門的な資料から専門的な資料まで幅広く収集し、体系的で均整のとれた蔵書構成とする。西館は、実用書や入門書を中心に、暮らしや仕事に役立つ情報を多く収集する。また、特に子どもの利用を重視し、積極的な収集を行う。

6、資料の選択

- (1) 選定は、収集方針に基づき、司書の職員が行い、館長が決定する。
- (2) 選択にあたっては、適正な蔵書構成、市民のニーズの反映に留意する。
- (3) 必要に応じて複本を備える。

7、選書基準

資料の種類別選書基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 一般図書

一般図書は、市民の日常生活、経済活動、文化活動、調査研究、趣味、レクリエーション等に資するため、基本的・入門的な本のほか、必要に応じて専門的な図書まで幅広く収集する。

(2) 児童図書

児童図書は、子どもが読書の楽しさを発見し、読書習慣の形成に役立つ資料、心豊かな人間性を培う資料、子どもの興味関心に応える資料および調査研究のための資料を収集する。収集にあたっては、子どもに理解できる主題・内容・表現であるかに留意し、「栗東市子ども読書推進計画」を考慮する。

(3) 参考図書

参考図書は、情報を求める市民が、効果的、効率的に情報を得るために欠かすことのできないものである。このため、辞典、事典、年間、地図等、必要な資料群やツールを幅広く収集する。

(4) 郷土資料

公立図書館は、その設置された地域に関するあらゆる資料の収集・保存・利用について、他に転嫁できない責任を担っている。この責務を果たすため、郷土を知りたいという市民の要求に応えるため、また、市民の日常生活や経済活動等を支援することを目的として、郷土資料の収集は、特に積極的に行う。

(ア) 栗東市・滋賀県の資料

栗東市の歴史・地理・政治・経済・自然等について書かれた資料、市内所在の各機関・団体の発行した資料、栗東市の刊行する行政資料、栗東市を主要な舞台とする文学作品、市内在住者の郷土に関する作品は、網羅的に収集する。

滋賀県に関する資料は、市民の日常生活、経済活動、調査研究等に資するものであるかに留意しながら、積極的に収集する。

(イ) 馬関係図書

公立図書館は、知る権利を保障する機関として、市民の求める情報を提供することをその責務とするが、一館が全ての図書を網羅して所蔵することは不可能である。このため、各館が特別コレクションを持ち、通常公立図書館に所蔵を期待される以上の網羅的な情報を求められた時、相互に協力しあうことが必要である。

栗東市は、市内に JRA のトレーニングセンターを有しており、特別コレクションとして、馬関係の資料を積極的に収集する。

(ウ) 住宅地図

日常生活での必要や経済上の調査で、住民からの要望・利用頻度が非常に高く、その詳細さにおいて、他で代替できない資料である。近隣地域について収集し、栗東市については、貸出用の資料のほかに、館内閲覧用の資料を用意する。

(5) 外国語図書

外国語図書は、地域社会の外国人の日常生活、経済活動、学習、レクリエーション等や語学学習者の学習に資するため、各分野に渡って購入する。

(6) 逐次刊行物（新聞・雑誌）

逐次刊行物は、図書では提供できない各分野の時事情報等を提供するため、また、逐次刊行物自体に対する資料要求に応えるため、可能な限り広い分野に渡って収集する。

基本的に継続して収集する性質の資料であるため、年1回の見直しを行い、時宜にかなない利用度の高いものを収集する。

(7) 視聴覚資料

視聴覚資料は、語学・音楽等、活字資料では伝達の困難な情報を提供するための録音資料、および、館内上映用映画を、必要に応じて収集する。

(8) 障がい者サービス用資料

点字・録音資料の収集については、収集手段がボランティア団体への作成依頼となるケースが大半であるという特性上、他機関との相互協力による資料提供を考慮し、収集タイトルを決定する。また、さまざまな障がいに対する理解の進展やその障がいに対応して出版される資料の変化も踏まえながら、適切な媒体の資料を収集する。

(9) 漫画

漫画は、その表現方法、出版の特性等を鑑み、主題の学びを助けるものや、学びの入口として有用なものを選択的に収集する。漫画のうち、いわゆるコミックに代表されるような主に娯楽を目的としたものは、原則として収集しない。

(10) その他の資料

メディアの進展にあわせ、適切な媒体の資料を収集していく。また、必要に応じて、オンラインデータベースも活用する。

(11) 収集しない資料

以下の資料は、原則として収集しない。

- (ア) 附属資料が図書の内容よりも上位であるもの
- (イ) 書き込み・組み立てを目的として作られた図書
- (ウ) 著しく破損しやすい図書
- (エ) 学習参考書及び各種問題集
- (オ) TV ゲーム、競馬等ギャンブルのいわゆる攻略本